

平成28年度事業予定計画書

I 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

千葉県農業共済組合連合会

共済目的等 項目	会員数	組合員等数	農作物共済		
			水 稲	陸 稲	麦
区域内の概数	6	戸 68,651	a 5,700,000	a 3,600	a 78,700
前年度引受実績	6	48,709	5,094,576	10	66,396
本年度引受計画	6	47,734	5,009,500	10	66,100
本年度予定引受率	—	—	87.9%	0.3%	84.0%

共済目的 項目	家畜共済											
	成乳牛	育成乳牛	乳牛の子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	その他の肉用成牛	その他の肉用子牛等	一般馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
区域内の概数	頭 28,975	頭 2,359	頭 33,553	頭 26,913	頭 4,994	頭 2,900	頭 2,915	頭 0	頭 55,691	頭 640,762	頭 —	頭 —
前年度引受実績	27,989	2,240	31,689	12,153	1,707	2,410	2,397	0	35,356	338,000	—	—
本年度引受計画 胎児（内数）	27,049	2,156	31,120 (28,933)	11,952	1,554	2,346	2,484 (2,269)	0	34,636	345,122	—	—
本年度予定引受率	93.4%	91.4%	92.7%	44.4%	31.1%	80.9%	85.2%	—	62.2%	53.9%	—	—

共済目的等 項目	果樹共済						畑作物共済	
	収 穫			樹 体			大豆	蚕繭
	うんしゅう みかん	なし	びわ	うんしゅう みかん	なし	びわ		
区域内の概数	a 10,100	a 159,600	a —	a 10,100	a 159,600	a —	a 80,200	箱 74.25
前年度引受実績	471	17,047	—	471	8,500	—	41,961	36.00
本年度引受計画	500	18,017	—	500	8,698	—	43,700	44.25
本年度予定引受率	5.0%	11.3%	—	5.0%	5.4%	—	54.5%	59.6%

区 分	園芸施設共済										任意共済		
	ガラス室		プラスチックハウス								農家建物	団体建物	農機具
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV類甲	IV類乙	V 類	VI 類	VII 類			
区域内の概数	棟 20	棟 1,355	棟 18	棟 27,721	棟 2,692	棟 2,937	棟 721	棟 422	棟 29	棟 1,883	棟 222,000	棟 31	台 105,200
前年度引受実績	0	627	0	10,817	994	1,075	243	111	20	334	137,722	31	1,308
本年度引受計画	0	619	0	10,700	980	1,056	236	113	23	350	140,328	31	1,755
本年度予定引受率	0.0%	45.7%	0.0%	38.6%	36.4%	36.0%	32.7%	26.8%	79.3%	18.6%	63.2%	100.0%	1.7%

II 農業共済保険事業の規模

1 農作物共済保険事業の規模

共済目的等				引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
				本年度予定	前年度実績			A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金						
農 作 物	水稲	一筆	(a)	5,007,607	5,092,673	29,380,258	29,115,003	千円 24,539	千円 12,265	千円 12,274	千円 6,766	千円 △ 5,499	千円 288	千円 11,977	千円 6,478	
			k g	177,381,031	180,809,361											
		半相	(a)	1,853	1,863	9,987	9,891	13	6	7	4	△ 2	0	6	4	
			k g	72,716	71,912											
		全相	(a)	40	39	291	286	2	1	1	0	△ 1	0	1	0	
			k g	1,645	1,577											
	陸稲	一筆	(a)	10	10	18	17	3	1	2	2	1	2	△ 1	0	
			k g	115	109											
	麦	一筆	(a)	19,940	21,108	4,781	4,568	197	99	98	111	12	63	36	48	
			k g	347,383	385,458											
		災害	(a)	46,160	45,288	87,779	80,558	5,655	2,826	2,829	1,937	△ 889	397	2,429	1,540	
			k g	-	-											
	計	(a)	5,075,610	5,160,981	29,483,114	29,210,323	30,409	15,198	15,211	8,820	△ 6,378	750	14,448	8,070		
		k g	177,802,890	181,268,417												

2 家畜共済保険事業の規模

共済目的				引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
				本年度予定	前年度実績			A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金						
家 畜	成乳牛	頭	27,049	27,997	7,649,613	6,119,690	1,012,027	506,013	506,014	475,198	△ 30,815	296,999	209,014	178,199		
		育成乳牛	2,156	2,240	349,794	279,835	10,294	5,147	5,147	3,450	△ 1,697	2,156	2,991	1,294		
		乳牛の子牛等	31,120	31,689	1,807,493	1,445,994	138,793	69,396	69,397	79,904	10,508	49,940	19,456	29,964		
		肥育牛用成牛	11,952	12,403	1,981,746	1,585,397	74,678	37,339	37,339	44,502	7,163	27,814	9,525	16,688		
		肥育用子牛	1,554	1,707	134,135	107,308	21,238	10,619	10,619	13,329	2,710	8,331	2,288	4,998		
		その他の肉用成牛	2,346	2,411	514,392	411,514	25,274	12,637	12,637	11,838	△ 799	7,399	5,238	4,439		
		その他の肉用子牛等	2,484	2,397	206,288	165,030	22,091	11,045	11,046	12,036	991	7,523	3,523	4,514		
		一般馬	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		種 豚	34,636	35,356	1,973,811	1,579,049	129,374	51,749	77,625	91,103	39,354	56,939	△ 5,190	34,164		
		一般肉豚	56,764	59,261	590,305	472,244	38,517	15,406	23,111	30,809	15,403	19,256	△ 3,850	11,553		
	特定肉豚	288,358	293,564	2,954,931	2,363,945	604,822	241,928	362,894	483,834	241,906	302,396	△ 60,468	181,438			
	計	458,419	469,025	18,162,508	14,530,006	2,077,108	961,279	1,115,829	1,246,003	284,724	778,752	182,527	467,251			

3 果樹共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考		
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金										
果 樹	収 穫	うんしゅうみかん 半相殺減収総合(一般方式)		a 500	a 472	千円 11,040	千円 10,765	千円 342	千円 171	千円 171	千円 289	千円 118	千円 79	千円 92	千円 210			
		なし半相殺	減収総合方式 (短縮方式)		14,194	13,197	945,432	921,512	36,697	18,348	18,349	32,087	13,739	13,670	4,678	18,417		
			特定 方式	暴風雨、雹害		343	340	32,753	32,084	91	45	46	85	40	58	△ 13	27	
				暴風雨、雹害、 凍霜害		3,480	3,511	282,357	275,834	6,194	3,097	3,097	5,410	2,313	2,275	822	3,135	
		小 計		18,017	17,048	1,260,542	1,229,430	42,982	21,490	21,492	37,582	16,092	16,003	5,487	21,579			
		なし樹園地	減収総合方式 (短縮方式)															
			特定 方式	暴風雨、雹害														
	暴風雨、雹害凍 霜 害																	
	小 計																	
	びわ減収		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小 計		18,517	17,520	1,271,582	1,240,195	43,324	21,661	21,663	37,871	16,210	16,082	5,579	21,789				
	樹 体	うんしゅうみかん		500	472	52,630	51,508	210	105	105	187	82	94	11	93			
		な し		8,698	8,500	2,003,551	1,960,073	13,870	6,935	6,935	11,818	4,883	3,606	3,329	8,212			
		小 計		9,198	8,972	2,056,181	2,011,581	14,080	7,040	7,040	12,005	4,965	3,700	3,340	8,305			
計		27,715	26,492	3,327,763	3,251,776	57,404	28,701	28,703	49,876	21,175	19,782	8,919	30,094					

4 畑作物共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
畑 作 物	大 豆		a 43,700	a 41,961	千円 55,881	千円 50,292	千円 3,965	千円 2,177	千円 1,788	千円 3,567	千円 1,390	千円 1,337	千円 840	千円 2,230		
	蚕繭	箱	44.25	36.00	2,254	2,027	59	27	32	49	22	35	△ 8	14		
		k g	866	900												
	計		-	-	58,135	52,319	4,024	2,204	1,820	3,616	1,412	1,372	832	2,244		

5 園芸施設共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	
		II 類	619	627	4,358,301	3,922,470	17,825	8,921	8,913	16,042	7,121	3,565	5,356	12,477		
	プラスチックハウス	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類	10,700	10,817	4,787,454	4,308,708	165,789	82,894	82,895	149,210	66,316	36,896	45,998	112,314		
		III 類	980	994	2,202,743	1,982,468	42,623	21,311	21,312	38,360	17,049	7,676	13,635	30,684		
		IV類甲	1,056	1,075	3,675,454	3,307,908	40,319	20,159	20,160	36,287	16,128	5,832	14,327	30,455		
		IV類乙	236	243	938,571	844,713	6,175	3,087	3,088	5,557	2,470	624	2,463	4,933		
		V 類	113	111	775,908	698,317	5,214	2,607	2,607	4,692	2,085	595	2,012	4,097		
		VI 類	23	20	19,599	17,639	496	248	248	446	198	136	112	310		
	VII 類	350	334	423,788	381,409	4,280	2,140	2,140	3,852	1,712	413	1,727	3,439			
計		14,077	14,221	17,181,818	15,463,632	282,721	141,367	141,363	254,446	113,079	55,737	85,630	198,709			
合 計		-	-	68,213,338	62,508,056	2,451,666	1,148,749	1,302,926	1,562,761	414,012	856,393	292,356	706,368			

6 任意共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	保険料賦課金(共済掛金)					B 再共済掛金	C 再共済手数料	D 手持保険料 A-(B-C)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績	総額	A 保険料			事務費賦課金								
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
保 険 関 係	建物	総合	棟 56,960	棟 55,902	201,790,000	201,790,000	523,552	314,129	151,836	57,587	209,423	157,066	55,758	212,821		
		火災	83,368	82,820	772,710,000	772,710,000	645,968	355,279	210,747	79,942	290,689	193,790	78,484	239,973		
	農 機 具	損害	台 1,230	台 962	1,456,100	1,456,100	17,399	10,205	5,753	1,441	7,194	-	-	10,205		
		更新	525	334	980,900	980,900	136,422	132,083	3,470	869	4,339	-	-	132,083		
計				976,937,000	976,937,000	1,323,341	811,696	371,806	139,839	511,645	350,856	134,242	595,082			
共 済 関 係	建 物 損 害	総合	棟 -	棟 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	団 体 建 物	31	31	1,234,720	1,234,720	573	327	-	246	246	-	-	327			
	農 機 具	損害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		更新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計				1,234,720	1,234,720	573	327	-	246	246	-	-	327			
合 計				978,171,720	978,171,720	1,323,914	812,023	371,806	140,085	511,891	350,856	134,242	595,409			
								再共済割合30%			再共済手数料:総合35.50%、火災40.50%					

Ⅲ 引受計画と実施方策

1. 農作物共済

農業政策では日本農業の再生と食料自給率の向上を目指し、経営所得安定対策の制度が引き続き行われるなど、農業経営支援の一層の充実が期待される。

千葉県は、米穀の需給及び価格安定のため生産調整の円滑な推進が強く求められている。そのため「売れる米作り」の展開と飼料用米等非主食用米の生産拡大に引続き取り組むこととしている。

NOSA Iは、農家・組合員へ引受方式並びに損害評価等制度の周知説明を十分に行い、信頼されるよう努める必要がある。本年の経営所得安定対策は従来 of 制度内容が維持されることから、引続き、関東農政局千葉支局・各地域農業再生協議会（水田協議会）等へ水稻、麦の作付面積確認について協力する。

そのために、以下の方策を実施し、適正な引受に取り組み、目的並びに数値目標の達成を期することとする。

(1) 対象耕地等の把握と引受確定

① 対象耕地等の把握

千葉支局、県及び市町村等関係機関の協力を得て、作付等に関する情報を収集し対象耕地等を把握する。

② 引受方式・補償割合等制度内容の説明

水稻、陸稲、麦にかかる引受方式と補償割合及び重要事項等について説明を十分に行う。特に近年異常気象に伴う穀類の品質低下の補償について注視されているので、水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式について組合員に制度の周知徹底を行う。

③ 共済細目書の検討及び適正な引受確定

農家から申告のあった共済細目書の内容を、市町村等関係機関の協力を得て、耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、営農計画書（水稻生産実施計画）等により十分に検討し引受の確定を行う。

なお、検討の結果不備がある場合は、損害評価会委員、損害評価員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し、共済細目書提出者に対し事実を明示し共済細目書の訂正を行う。

④ 共済細目書未提出者への適切な対応

共済細目書の提出がないときは、引受確定手順により現地調査を行い、耕作の実態を正確に把握した後、共済細目書を作成して未提出者

に承諾を求める。なお、承諾が得られないときは、損害評価会の意見を聞いたうえで、調査結果等に基づき引受の確定を行う。

⑤ 共済関係の除外指定の的確実施

共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される耕地、適正な基準収穫量の決定が困難、穀実の収穫を目的としていない等の引受不適格耕地は、引受の除外手続きを行い、認定後該当組合員に通知する。

また、除外指定を行った耕地については千葉支局に情報提供を行う。

(2) 基準単収の適切な設定

引受を行う作付ほ場の耕地条件、品種、栽培方法等の実態を十分に把握した後、それぞれの条件を反映した適切な基準単収を設定する。

(3) 水稻・麦の引受と営農計画書（水稻生産実施計画）との整合性の確保

市町村担当部署等と連携を密にし、水田台帳整備に対する協力体制及び効率的な活用体制を確立し、水稻・麦の引受内容と営農計画書（水稻生産実施計画）及び経営所得安定対策との整合性を確保する。

また、千葉支局の協力を得て麦の完全引受を行う。

連合会は、県が開催する経営所得安定対策会議に出席し、組合に情報を伝達する。

(4) 共済掛金等の徴収事務の適正化

共済掛金等の期限内徴収は、N O S A I 制度の適正かつ安定的な運営を図るうえで最も基本的な事項である。組合員に制度の趣旨、定款・共済規程等を周知徹底する。

また、共済掛金等未納組合員に対しては、役職員による戸別訪問等を行い接触の機会をできるだけ多く持ち、制度の趣旨・仕組み等についての理解を求め、未収共済掛金等の解消にあたる。

特に、新たな未納組合員を発生させないように、役職員に対し共通認識の向上を図る。

連合会は、未収共済掛金解消のための未収対策会議を開催し協議する。

(5) 研修会の実施

職員を対象に、経営所得安定対策並びにN O S A I 制度の熟知及び適正な事務処理を行うため、研修会を実施する。

連合会は、組合担当職員の知識の向上と適正化のため、引受事務及び損害評価に関する研修会を開催する。

2. 家畜共済

日本の農業、畜産業を取巻く環境は、T P P 交渉の大筋合意によって大きく変化しようとしているが、先の見えない状況に組合員は不安を募らせている。連合会と組合は協力して内外の情報を収集し、必要な情報を組合員に提供するとともに、組合員が安心して経営を継続していけるよう、他団体との

協力体制を構築しサポートしていくことが重要である。

また、県内ではPEDが沈静化していない状況にあり、引き続き伝染病予防について組合員に啓発していかなければならない。

連合会と組合は制度の十分な理解と説明、補償の充実を目指した確実な引受、加入家畜の異動の的確な把握、組合員ニーズに即した損害防止に努めながら、地域に根付いたセーフティネットとしての機能を十分に発揮し事業を推進する。

(1) 未加入農家の加入推進（新規引受）

事業を安定継続するために、有資格家畜の全頭引受をめざす。そのために連合会は、組合が未加入農家台帳を整備し、あらゆる機会を捉えて加入推進を行い、未加入農家を解消することを支援する。

(2) 異動報告の励行

組合は、牛では異動の都度、牛個体識別台帳との照合を行い、少なくとも年1回、現地において個体整理簿、牛個体識別番号、組合員が所有する資料の照合により引受家畜の確認を行う。また、豚では異動の都度、現地において個体と個体整理簿、組合員が所有する資料の照合により異動の確認を行う。加えて、異動状況を迅速かつ的確に把握するため、組合員に迅速な異動報告を促し、死廃事故の都度、飼育頭数を確認する。また、死廃事故や異動報告がない組合員に対しては、少なくとも月1回、個体異動状況を確認する。

連合会と組合は協力し、日常の異動処理を適正に実施するため、組合員が異動記録簿を整備し、異動通知を的確に行うことが義務であることを啓発し指導する。

(3) 掛金等の期限内徴収

連合会と組合は地域集団加入組織を育成し、掛金等の一括納入を奨励することにより、規定する所定の期日までに掛金徴収を完了する。

(4) 家畜共済担当職員の研修強化

引受は事業の根幹である。その推進にあたっては、組合員に家畜の評価内容や事故除外引受方式、子牛の選択等、制度を十分に説明し、理解を得ることを最重要視する。組合員との接点である家畜共済担当職員が、制度を十分理解した上で運用するよう、研修会等を強化する。

3. 果樹共済

千葉県果樹は、地域の温暖な気候特性を生かして多種の作目が栽培され、大消費地の首都近郊という恵まれた立地条件によって発展してきた。特に、なしの生産高は全国第1位で産業振興の中心的存在となっている。そして消費拡大を図るため、安全・安心な「千葉のなしづくり」をめざし、関係者は鋭

意取り組んでいる。

昨年の本県のなしは、4月中旬の開花期以降多雨傾向で推移したため、県下全域で黒星病の発生が見られた。その後、薬剤散布等防除に努めた結果、肥大期から収穫期に向け全体的には収束に向かい大災害には至らなかった。また、7月上中旬および9月上中旬の降雨と日照不足で幸水・豊水・新高の各肥大期に裂果が発生し例年になく大きな減収となった。

そのような中、N O S A Iは、被災園地を速やかに現地確認するとともに適正な損害評価を行い共済金の早期支払に努めた。しかし、面積加入率が低位であるため、N O S A I制度の機能を十分に発揮しているとは言い難い状況にある。このため、千葉県は、各市町村及び関係機関に制度の周知並びに加入促進について協力要請をしているところである。

そこで、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 栽培実態の把握と園地台帳の整備

管内の農業事務所並びに果樹出荷団体等関係者の協力を得て、栽培農家の樹園地調査を実施し、園地台帳と植栽図の補完整備を行い加入推進の資料とする。

(2) 引受推進の強化

- ① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき役職員で同行推進を行う。
- ② 引受内容を早期にとりまとめ、補完推進を行う。
- ③ 未加入農家に対しては、各種方式の制度普及と加入拡大を図るため早期推進を行う。
- ④ 加入推進の際には、農家に果樹共済制度及び重要事項等について十分な説明を行う。
- ⑤ 連合会は、年度始めに担当者会議を開催し、目標・方策の確認及び事務処理の指導を行う。また、制度普及のため加入推進用資料を作成し、組合に配布するとともに、組合の推進会議に参加する。

(3) 助成金の有効活用

推進計画、方策等を的確に実行するため、連合会が定める「果樹共済事業推進対策費助成要領」による助成金を有効に活用する。

(4) 職員研修の実施

- ① 連合会は担当職員が制度を理解し、農家に十分な説明を行い、適正な引受・損害評価の事務処理を行うための研修を実施する。
- ② 連合会は損害評価技術の向上と評価眼の統一を図るため、担当職員、損害評価員等を対象に現地研修会を開催する。
- ③ 関係機関で開催する会議、研修会に積極的に参加し、情報収集及び意

見交換を行う。

4. 畑作物共済

(1) 大豆

経営所得安定対策の制度内容が維持されることから、引続き関東農政局千葉支局、各地域農業再生協議会（水田協議会）等へ、大豆の作付面積確認について協力する。

NOSA I 団体としては、NOSA I 制度の機能を十分に発揮し、組合員等が安定した農業経営ができるよう、関係団体と連携をとり、最高補償割合への加入推進を図ることが不可欠である。

そのために、損害防止活動等引受拡大につなげる取組みを積極的に展開し、適正な引受に努めなければならない。

そこで、以下の方策を実施し、目的及び数値目標の達成を期することとする。

① 対象耕地等の把握及び引受推進計画の策定

千葉支局、県、市町村等関係機関の協力を得て、作付に関する情報を収集し、畑作台帳を整備し対象耕地等を把握する。また、畑作台帳に基づき、引受推進計画を策定・実施し、引受拡大を図る。

② 加入申込書の検討と適切な引受確定

加入申込書の内容を、畑作台帳、引受実績及び現地確認（未申告筆・肥管理等）等により十分検討し、引受の確定を行う。そして、必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。

関係機関と連携を取り、経営所得安定対策について必要事項を加入時及び交付時に確認し、適切な引受を行う。

③ 基準単収の適切な設定

農家申告単収、前回作の基準単収のいずれかを基礎とし、耕地条件、栽培方法及び過去の被害実績、出荷実績等を参酌して、適切な基準単収を設定する。特に、JA等出荷団体の協力を得、出荷実績等資料を入手する。

④ 研修会の実施

職員を対象に、NOSA I 制度の熟知及び適正な事務処理を行うため、研修会を実施する。

連合会は、組合担当職員の知識の向上と適正化のため、引受事務及び損害評価に関する研修会を開催する。

(2) 蚕 繭

千葉県では、養蚕を複合作目とし高付加価値化、低コスト化を図り、良質

繭の生産を推進している。

NOSA I 団体としては、組合員の経営安定の一端を担うために、関係機関と連携を密に加入推進を行う。また、多回飼育により損害調査の期間が短いので、迅速な対応による損害評価に努める。

そこで、以下の方策を実施し、目的及び数値目標の達成を期することとする。

① 基準収繭量の設定

組合員ごとの繭の出荷実績等に基づき、適切な基準収繭量を設定する。

② 加入申込書の検討と適切な引受確定

加入申込書の内容を、桑園及び飼育能力さらに引受実績等により十分に検討し、引受の確定を行う。確定した場合は、引受整理表、とりまとめ表を整備するとともに、必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。

③ 関係団体との連携強化

J A 養蚕担当者等関係団体と連絡を密にし、桑葉の生産状況、配蚕計画及び配蚕量の実態を把握する。

連合会は、関係機関の協力を得て、配蚕計画を把握し組合に提供する。

④ 共済掛金等の払込期限内徴収

組合は、配蚕後2週間以内に払込期限を定め、共済掛金等払込通知書兼内容通知書を発行し期限内徴収に努める。

5. 園芸施設共済

千葉県は、施設園芸（野菜・花き）は、豊かな土地と温暖な気候に恵まれた環境、さらに大消費地である首都圏に位置し、高い技術力のもと高品質で多品目の栽培が行われ、全国屈指の農業県として発展している。

さらに、新鮮でおいしい県産農産物を県民に提供する「千産千消」を推進し、安全・安心な県産農産物『千葉ブランド』の確立を図るとともに、消費者等のニーズに的確に対応した活動を展開している。

また、豊かな食生活に向け「食育」を推進するとともに、有利な流通販売対策を構築している。

昨年度は、気象上の災害として、4月下旬の低温曇天によりスイカに甚大な着果不良が生じた。さらに台風、低気圧の通過に伴う強風により特定園芸施設に損害を受けた。

また、県内各地で病害虫が発生し、施設内農作物に被害をもたらした。主な病虫害としては、トマトの黄化葉巻病、青枯病、メロンのネコブセンチュウなどが確認されている。

そのような中、NOSA I は、農家の被害申告に対し迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払に努め、セーフティネットとしての機能を発揮したとこ

ろである。また、園芸施設共済制度が見直され施設本体並びに附帯施設への補償拡充が図られ、施設園芸農家への周知と引受推進を行ってきたところである。

しかし、その引受率を見ると制度普及がいまだ十分であるとは言い難い状況にある。

そこで、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 施設園芸農家の実態把握と園芸施設台帳の整備

管内の園芸施設関係者等と連携を図り、施設園芸農家の情報を入手し、現地調査を実施する。そして園芸施設台帳と設置状況図を補完整備し、引受推進の資料として活用する。

(2) 引受推進の強化

- ① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき推進を行う。
- ② 地域ごとに被覆時期及び栽培体系等の実態に合わせ推進期間を設定し、役職員同行で引受推進を実施する。特に果樹園地の多目的ネットについて、施設展張前に推進日を設け、引受拡大を図る。
- ③ 継続引受及び新規引受に関わらず、都度、施設園芸農家へ補償拡充された制度説明並びに重要事項等の説明を再度徹底し、共済金額の増加に努める。
- ④ 連合会は、年度始めに担当者会議を開催し、目標・方策の確認及び事務処理の指導を行う。また、制度普及のため加入推進用資料を作成し、組合に配布するとともに、組合の推進会議に参加する。

(3) 助成金等の有効活用

推進計画、方策等を的確に実行するため、連合会が定める「園芸施設共済事業推進対策費助成要領」による助成金を有効に活用する。

(4) 職員研修の実施

- ① 連合会は、県・JA等関係機関の協力を得て、栽培技術、損害防止の知識習得するための研修会を開催する。また、適正かつ公正な引受及び損害評価を行うため研修会を開催する。
- ② 関係機関で開催する会議や研修会に積極的に参加し、情報収集及び意見交換を行う。

6. 任意共済

任意共済事業は、農家財産の保全に貢献すると共に、N O S A I 制度を円滑に進めるうえで重要な事業である。このため、制度の維持・発展には任意共済事業の拡大が必要不可欠となっている。

しかし、本県の建物共済は、業際間の競合等により引受実績は年々減少して

いるのが現状である。

このことから建物共済については、引受推進に必要な知識及び制度内容を習得し、職員自ら組合員との接点強化に努めるとともに、近年、突発的に発生する自然災害に対し、農家建物の補償の充実を図る必要がある。併せて、建物共済の損害評価については、大災害に備えた損害評価体制の構築と損害評価技術の向上を図らなければならない。

農機具共済については、未使用農機具を購入する農家が減少している中、近県で多発している農機具の盗難事故に備え、新規の引受推進により補償の拡充に努めることが必要である。

そこで、以下の方策を実践し、目標の達成を期することとする。

- (1) 引受推進を行う上での商品知識の習得、再取得価額の把握及び適正共済金額の設定等などに資するため、階層毎に小人数の基礎研修会を実施する。
- (2) 総合共済単独加入の住宅についても、家具類の引受推進と補償の充実を図る。
- (3) 職員自ら全戸訪問を行い、組合員との接点強化と共済資源台帳の整備・補完を行う。
- (4) 推進方法の検証を基に、具体的な行動計画を策定し、役職員一体となって遂行する。
- (5) 建物共済については、加入申込にあたり営農状況を必ず確認し、加入申込書上に建物再建築価額、家具の再取得価額を表記することにより、加入物件の引受限度額を提示し、適正な引受を行うと共に補償額が低い物件は、増額推進を確実に行う。また、高齢者等の加入推進については、適正かつ十分な重要事項等の説明を行う。
- (6) 農機具共済については、稼働期前に農機具販売店等の協力を得て、職員による一斉の全戸訪問を実施する。また、高齢者等の加入推進については、適切かつ十分な重要事項等の説明を行う。
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する規則に則り適正に取り扱う。